

令和3年度 沖縄県立石嶺児童園(児童養護施設) 指定管理者モニタリングシート

資料4

I. 履行確認

1. 維持管理業務

(1) 清掃

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
<日常清掃>	○			日常清掃は、職員と児童が分担を決めて適正に実施している。	適正	各児童が風呂場、玄関、冷蔵庫など分担を決めて積極的に室内清掃に取り組んでいる。児童の取組状況を職員が把握し、生活指導にも役立っている。
<定期清掃>		○	全体清掃(月2回) 貯水槽清掃(年1回) (令和4年3月4日)	実績報告書及びヒアリングにて実施確認	適正	毎月第一・第三土曜日に全体清掃を実施。草刈りは安全面から職員が草刈り機で作業。貯水槽の清掃作業は報告書内の写真にて確認。年末も全員で大掃除を行っており、適切に実施されている。

(2) 保守・点検

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
(電気設備点検)		○	毎月1回 (財)沖縄電気保安協会	実績報告等で確認	適正	適正に処理されている。
(井水水質点検)		実施せず(廃止)	井戸水使用していない	ポンプの故障により利用ができず、今後利用の予定も無い。	適正	長期間利用の実態がなく、今後利用の予定も無ければ水栓を封鎖する必要がある。
(消防点検)		○	年2回(株)正太商事 令和3年8月3日 令和4年2月3日	実績報告等で確認	適正	適正に処理されている。
(汚泥・廃油処理)		○	毎月1回 (有)グリーン工業	実績報告等で確認	適正	適正に処理されている。

(3) 保安・警備

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
業務委託による夜間の警備を実施する		○	毎日17:00~8:30 常駐1名 (資)日清ビル管理	契約書、警備日誌等で確認	適正	警備日誌による日々の警備状況が適切に把握されている。 一部日誌がフリクションペンにより記入されている。記載事項が熱等により消失するおそれがあり、記録の方法としては不適當である。

(4) 小規模修繕(4月~3月)

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
基本協定書第15条第2項に基づき80万円未満を小規模修繕として指定管理者で実施する	○		最終補正予算1,511,000円に対して50件、1,051,896円の支出。令和2年度と比較すると2,209,808円の支出減。支出は主に洗濯機、乾燥機、車輛修繕、厨房設備、カギ詰まり修理、照明器具の交換等があった。	契約書、実績報告書等により確認	適正	児童の処遇に関わる寮内設備等に関して迅速に修繕が行われている。

(5) 備品購入(4月~3月)

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
基本協定書第18条第3項に基づき、県と協議を行ったうえで購入する	○		県に協議し購入した備品が33件、7,461,026円。令和2年度と比較すると5,549,598円の支出増。支出は主にあしたば寮開設時消耗器具備品購入・園庭外灯設置・調理棟冷凍庫等があった。	備品協議書類、支出書類及び実績報告書により確認	適正	令和3年度に開設した地域小規模児童養護施設(あしたば)の備品整備が漏れなく的確に行われており、開設のための準備が適切に行われている。 調理場の冷凍庫更新や外灯修繕などの児童の安全や食に係る重要な事柄に適時適切な対応が取られている なお、県から送付される物品整理票は、送付後直ちに購入物品に貼り付けることがより適切である。

(6) 防犯・防災対策(4月~3月)

事業計画	実施主体		実施内容		整合性の検証	業務改善に向けた分析
	指定管理者	委託業者	(事業報告書)	(現地確認)		
毎月の避難訓練の実施			避難訓練の実施(月1回) 消防部分訓練の実施(年1回) 総合避難訓練の実施(年2回)	実施計画書、実施報告書により実施状況を確認。	概ね適正	消防部分訓練及び総合避難訓練に関しては毎月実施されていたが、実地での避難訓練は実施回数が年8回となっており、他は児童へのDVD学習に代えていた。今後は毎月実効性のある訓練の企画・実施に務められたい。

1. 維持管理業務
取組改善案

清掃、保守点検などの維持管理業務は適正に実施されている。避難訓練については、より児童と職員の防災意識の向上に繋がるよう、実効性のある訓練の企画に努められたい。保安関係については、適切な記録の取り方について委託事業者への注意喚起を図られたい。備品については県から送付する物品管理票の貼付に関して前年度と同様の指摘となっており、登録の処理について一層の注意をいただきたい。

2. 運営業務

(1) 利用実績

1) 措置児童(月末平均在籍児童)

	定員	年度実績 (月末在籍平均)	検 証	分 析
入所児童数	82	77.0	適正	年間を通して78前後で推移。3月に退所が多い(就職4、進学5)特に問題なし。

2) 一時保護委託児童(月別実人員平均)

	定員	年度実績 (月別実人員平均)	検 証	分 析
入所児童数	無し	3.00	適正	特に問題なし。

3) 当該年度入所児童、退園児童、家庭復帰児童

	入所児童数	退園児童数	家庭復帰児童数	分 析
当該年度児童動態	13	17	10	特に問題なし。

(2) 中学・高校生等の進路状況

	卒業生数	進路	検 証	分 析
中学校卒業	5	高校進学5		中学生の学習支援として実施されている園内塾については、コロナにより一部取り組みを縮小しているが、Webによる学習支援を実施するなど可能な形での支援を実施しており、全員の高校進学へ繋がった。
高等学校卒業	9	就職4 進学5(大学3専門2)		卒園生全員の進路が決まっている。進学・就学の別に関わらず高校在学中より学校や関係機関と連携した支援、取組が行われている。

(3) 帳簿等の整理状況

区 分	実施内容		検 証	分 析
	(事業報告書)	(現地確認)		
養護記録		【養護記録】 各種記録の内容、決裁状況等の確認	【養護記録】 必要な帳簿が作成され、適正に管理されている。	【養護記録】 措置児童ごとにフラットファイルで個別編纂され、内容についても時系列で具体的な状況が記載されており、適正に作成・保存されている。
日報				
自立支援計画書		【自立支援計画書、心理関係、家庭復帰関係】 関連帳簿等を確認	【自立支援計画書、心理関係、家庭復帰関係】 一部不十分。	【自立支援計画書】 児童の一覧表がなく、全員分の記録が適切に管理されているかの確認が困難。児童日誌システムの導入(R3)により記録様式が変更になっているが、その後、様式内の必要事項が未記入となっている。
心理関係				【心理】 他の記録管理と異なり、平成29年度より1冊の帳簿で管理されているので、他と同様毎年編綴したほうが望ましい。
家庭復帰関係		【給食関係】 帳簿及び現場(厨房)確認	【給食関係】 必要な帳簿が作成され適正に管理されている。	【アフターケア】 月に1度の会議を開催しているが、参加者の記載が無い。決裁等もないため、園の方針として共有されているが見えにくい。
給食関係				【心理・アフターケア】 児童の一覧表がなく、各児童へ支援が提供されているか見えにくい。(頻繁に記載ある児童が目立ち、他児童の記載が少ない)。
支出関係		【支出関係】措置費の概算精算内訳書の記載及び整理状況、添付資料等を確認	【支出関係】 適正に処理されている。	【給食関係】 概ね適正に実施されていたが、給食時間が児童の食事開始時間を過ぎている日があるので改善を要する。(給食は児童の食事開始時間前に実施する)
				【支出関係】 支出関係書類が適正に整理保管されており、照合しやすく非常に高く評価できる。

3. 行事等の実施状況

区 分	実施内容		検 証	分 析
	(事業報告書)	(現地確認)		
園内会議関係	養護会議・寮担当者会議(月2回)、全体職務会議・生活指導委員会・家庭支援ケース検討会議・心理療法ケース検討会議・衛生委員会(月1回)、個別対応ケース検討会議(隔月1回)を定例実施。児童カンファレンスは都度の実施の他、朝会等を活用して行い、リーダー会議も他の会議実施後に効率的に実施する等、会議数を抑え職員員の負担軽減を図っている。 各児童相談所主催の施設ケアを年2回実施。 ※ここが園内報告会(毎月1回)	各帳簿の作成、管理状況の確認 各種会議開催記録の整理状況の確認 各種記録の内容、決裁状況等の確認	必要な帳簿は作成され、適正に整理保管されているが、一部改善を要する事項がある。 【給食委員会】 R3年度実施なし。(要項上年4回実施することとなっている)	会議の種別ごとに時系列で編纂され、検索しやすいようインデックス等を貼付し整理されており、会議内容についても、具体的に箇条書きでわかりやすく記録、保存されており、管理は適正である。 コロナ禍の中、職員や児童の罹患により一部の会議が予定どおり開催できないなどの事態もあったが、概ね適正に会議が開催されているものと認められる。 一方、地域小規模児童養護施設における寮担当者会議が、職員が集まらないことを理由にほとんど開催されていないことから、原則月2回の開催に向け改善を図りたい。 また、一部の会議録において決裁権者の押印漏れが見られ、決裁権者が確認の有無が不明であることから、改善を要する。 同様に給食委員会においても新型コロナウイルス感染症のため、実施がなかった。 対面での実施が困難な場合は、書面開催など実施方法を工夫するなどして実施し、給食の円滑な運営について検討、情報の共有を図りたい。

園外会議関係	園主催の学校との連携協議会(小学校年1回、中学校1回)を開催。石嶺那覇市石嶺小学校区まちづくり協議会、首里ネットワーク会議、青少年健全育成協議会等はコロナ禍で令和3年度は実施せず。児童の家庭等復帰に当たっては復帰先地域での要対協へ積極的に参加し情報共有を図っている。	各帳簿の作成、管理状況の確認 各種会議開催記録の整理状況の確認 各種記録の内容、決裁状況等の確認	必要な帳簿は作成され、適正に整理保管されている。	学校との各種会議を通じ、児童に関する課題や情報共有が行われ、連携が図られている。 石嶺那覇市石嶺小学校区まちづくり協議会、首里ネットワーク会議、青少年健全育成協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、令和3年度は実施できなかった。
履行すべき行事	残食調査(年2回)嗜好調査(年1回)を年度内で実施。	各帳簿の作成、管理状況を確認	必要な帳簿は作成され、適正に整理保存されている。	残食調査(年2回)、嗜好調査(年1回)とも実施されていたが、残食調査の2回目が3月末実施、4月報告となっていたことから、年度内に報告まで終えるのが望ましい。 なお、残食調査は学校の長期休暇期間中に実施しているが、比較的帰省の少ない夏、春休みに実施とのこと。実施回数について必要に応じて見直しも検討いただきたい。
主な行事	コロナウイルス感染拡大防止により、例年の行事の内、縮小してハロウィン仮装パーティ・年末レク・壮行会のみ実施。渡嘉敷チャレンジキャンプ招待を受け、あけぼの寮児童のみ参加。 他行事の代替として、寮単位での園内外レクを実施。	各種帳簿等の作成、管理状況を確認 各種行事ごとに計画書、報告書等により実施状況を確認	コロナ禍の中、可能な範囲で行事を実施している。	コロナ禍の中でも実施できる行事を検討し、可能な範囲で催事の実施に取り組んでいる。 ただし寮単位でのイベントについては、実施できる寮とできない寮の差があり、児童の不満に繋がることから、可能な限り、寮ごとに等しく実施ができるよう努められたい。
職員研修	県外研修はコロナウイルス感染拡大防止のため派遣無し。 県内研修へ83名の派遣、園内研修を1回実施し、5名の参加。	各報告書等の確認	職員を様々な研修に積極的に派遣して職員の資質向上に努めている。	コロナ禍の中で対面での研修には参加できない状況が続いているが、WEB開催された県外研修を含む研修に積極的に職員を参加させている。引き続き職員の資質向上に向け、さらなる充実を図られたい。

4. 自主事業

区分	実施内容		検証	分析
	(事業報告書)	(現地確認)		
自主事業 新規・拡充した取組	平成22年度「児童を支援する会」を結成し、入所する児童の育成と自立への手助け及び自立後の支援を行っている。	決算書、要領等により資金管理状況及び給付状況を確認	・支援支度金 450,000円(9名) ・成人祝い金 50,000円(5名) ・進級激励金 40,000円(4名) ・生活優良賞 75,000円(25名) ・学資資金 1,500,000円(5名) 合計 2,115,000円	各給付金の財務管理については、帳簿、決算書等を確認した結果、適正に処理されている。 また、各給付金の目的や趣旨、必要性について石嶺児童園の職員が的確かつ詳細に説明できており、運用面においても適切な事務処理がなされている。 同給付金は、園を卒業する児童に対する自立支援として役立てられており、引き続き、児童の自立のための取組に努められたい。

2. 運営業務 3. 行事等 4. 自主事業 取組改善案	<p>帳簿等の記録については、対象児童の一覧を示した上で児童への支援が漏れないかなどを、わかりやすく整理する必要がある。また、会議記録等について園内での情報の共有・決裁が必要なものについて整理し、必要なものは共有・決裁したことを記録する必要がある。</p> <p>頻発するコロナ感染防止対策については、毎週水曜日に「コロナ対策会議」を開催し、寮単位での生活を基本とする事や、外出や帰省の解除について時期の検討をおこない、発熱や、陽性者がした場合等の対応の検討を行った。また、南部医療センターの担当医師にゾーニングや防護服の着脱についても指導を受けた。その結果、各寮とも少人数の感染があったが、いずれも軽症で入院はゼロであった。引き続きコロナ等の感染防止対策に万全を期していく。</p> <p>衛生委員会では、産業医によるコロナ感染防止やワクチン接種について専門知識や情報を共有した他、職員の健康診断書やストレスチェックの健康確認など、働き続けやすい職場環境づくりに努めている。</p> <p>長引く隔離生活や、行事の中止が続く中、寮単位でレクリエーションを企画し、ビーチパーティや運動会など児童と寮職員が協力し合いながら楽しむ機会が持てた。引き続きコロナ禍の中でも実施できる行事の企画検討に取り組むたい。</p> <p>家庭支援会議においては、コロナ対応で職員が集められずに実施できない月が何回かあったが、家庭支援専門相談員が各寮を巡回したり朝会報告等別の会議内において、状況報告と相談を行っている。アフターケアについては、動きがあった際には家庭支援会議にて報告・相談を行っている。</p>
---------------------------------------	---

Ⅱ. サービスの質の評価

評価項目	指定管理者自己評価	分析	評価・改善要望
維持管理業務 施設・設備管理	80万円以上の大規模修繕は園庭の外灯2基修繕工事を行った。県の要請により当園にて予算の捻出を行った。寮内での洗濯機や乾燥機等、日常生活で欠かせない修繕は業者と段取り、調整を行い速やかに修繕を実施した。クーラーの修繕についても時期をみて順次交換を進めている。寄付金の利用を行い、本体施設4寮にガス乾燥機の設置を行った。	適正に実施している。	地域小規模あしたばの備品購入や洗濯機、乾燥機など、児童の処遇に関わる備品について迅速に県に協議を行い更新がなされており、適切である。 80万円を超える大規模修繕(街灯)について、緊急性が高いものであったことから県において実施すべきところ、指定管理者において対応した。主体性を持って取り組んでいる。
入所児童の生活指導	<ul style="list-style-type: none"> 日課や規則等の見直しについては、生活指導委員会等での見直しを適宜図っている。 保清面に関しては、コロナウィルス感染症拡大の観点より、管理棟職員が各寮のチェックをすることを一時中止。 例年通り、児童が日課を行えているか確認が出来るよう、チェックリストを活用している。 園内の整備についても、月2回清掃活動を職員と共に実施し園内の保清に努めている。 食育に関しては各寮でのおやつ作りを実施、昼食作りはコロナ禍を鑑みて中止している。 性教育に関しては、委員会が企画し心理職員と共に年間計画を立てたが、コロナ陽性者が出たことで中止。高校1年生に関しては個別に実施。 中学生の学習支援については、カイカ堂(学習塾)の先生方を招き、感染防止策を徹底した上で園内塾を週2回開催している。園外塾希望の児童に関しても適性を判断した後、通わせている。 高校生対象に、ネット犯罪、携帯の使い方の講習会を実施。(コロナウィルス感染拡大防止の観点より、外部講師は呼ばず外部教材を用いて職員で対応) 	概ね適性に実施している。	<p>今後も生活指導委員会等で子どもの意見を汲み取りながら、随時、日課、規則等の見直しを図るなど、子どもの安心・安全な生活の場の提供に取り組んで欲しい。</p> <p>お話箱の活用や年2回第三者委員にて児童への聞き取りを行っており、子どもの意見を汲み取る努力をしていることは評価したい。</p> <p>性的問題行動の防止を目的に、令和2年度は全児童を対象とした性教育の取り組み(小学生はプライベートゾーンの確認を中心に、中高生は講話と3~4ヶ月毎に日常場面で寮職員の性関連の振り返り)が行われていたとのこと。R3年度は必要児童以外はほぼ実施できなかったとのことであり、毎年度継続して行っていただきたい。</p> <p>SNS犯罪、携帯の使い方に関する教育実施は評価できる。今後も継続していただきたい。</p> <p>児童の状況把握や日程調整等で引継がなかなか上手くいかない等、寮職員同士の引継が上手くいっていないのではないかと推測される寮もあった為、職員が余裕を持って職務遂行できるよう、職員体制の充実に努めていただきたい。</p>
入所児童の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、中途退学者1人。相談支援事業所に繋ぎ、卒園後、グループホーム入所。 自立支援については、コロナウィルス感染防止の観点より、例年行っている職場体験、調理実習、労務の講習会、スマホの安全講習会、上級救命講習会への参加を見送っている。 例年実施している4施設のリービングケアを実施。 	概ね適性に実施している。	<p>令和3年度は中途退学者が出たものの、グループホーム入所に繋げる事ができ評価できる。</p> <p>令和3年度にできなかった調理実習等が卒園後も受講できるよう配慮をお願いしたい。</p> <p>他の養護施設と連携し計画的なリービングケアに取り組んでいることは評価できる。</p> <p>職業指導員を活用しての自立支援、外部講師の活用を図りながら、今後も引き続きリービングケアを継続して欲しい。</p>
運営業務 児童相談所との連携	<ul style="list-style-type: none"> 例年同様引き続き、連絡を密にし適宜状況報告を行い、連携を十分に図るよう努めている。 	概ね適性に実施している。	<p>年2回の施設ケアで課題の整理を行う他、適宜児童の状況報告、必要に応じた面接実施、同行訪問等がなされている。</p>

務	内部的な事務処理	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策事務が引き続き行われた。年度初めからコロナ時の対応が多くを占め、職員の隔離施設の確保や保健衛生消耗品費発注など業務が著しく増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あしたば寮の8月開所式に向けて、備品・消耗品の整備や、水道光熱等の契約等遺漏無く行った。 ・総務課長が法人本部へ異動となったが、後任が配置されず内部起用も上申したが、空席が続いている。このため、予算管理や事務手続き・総務課の統括など園長の事務管理を広げて対応しているが、内部牽制機能を確保する意味で適当とは言いがたい。 	<p>概ね適正であるが、一部改善を要する。</p>	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、感染症関連対応も多くある中、地域小規模あしたば寮の開所に係る業務も滞りなく進め、8月開所に至ったことは評価できる。</p> <p>一方で総務課長の後任が定まらず、継続して空席となっている。必要な事務手続きについて一部対応が遅れるなどの事務処理体制の不足や、予算執行等の内部けん制機能の不足が見られ、事務執行体制の課題解決のため、早急な対応を要する。</p>
	施設内虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は職員が児童の頭部を平手で叩く被措置児童虐待が1件発生した。法人内の賞罰委員会でも譴責のうえ賃金の一部を減給する旨の処分を行った。改善案として「石嶺児童園宣言文」を園全体で協議の上決定し、各寮、事務所に掲示した。 ・お話箱への投書より、児童に対しての発言等の課題が見える職員は養護課長より指摘注意している。 ・他に人権擁護チェックリスト等を実施し、児童養護施設運営ハンドブックも各職員へ配布している。 ・児童が同性の同級生に対して性的問題行動を起こした。学校側と連携し、加害の園児童については自覚を促すため面談を繰り返す等、指導見守りを継続している。 	<p>概ね適正であるが、一部改善を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内虐待が発生したことについては不適正であったが、施設内虐待への対応として、被害児童、他の児童、加害職員への聴取と謝罪の他に、改善案として「石嶺児童園宣言文」を掲示したことは高く評価できる。また、被害児童には月1度の心理面接や個別対応がなされ、継続的支援が行われていた。 施設内虐待の防止策として、お話箱を活用し第三者委員による年2回の児童の不満の聞き取りしていること、週3回朝会にて児童の状況を報告し合って児童が過ごしやすい場所に努めていること、養護記録等から子どもの気持ちを聴くことに努めていること等、評価できる。これからもしっかりと継続していただきたい。 性の課題については、どの施設でも常にリスクがある状態であり、今後とも関係機関との密な連携と、児童への細やかな対応をお願いしたい。今回加害児童は、職員からの聞き取りでは素直に話し、職員との信頼関係は形成されていると思われた。今後とも児童との信頼関係を作りながら難しい性の課題に取り組んでいっていただきたい。
行事等の実施状況	行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は、コロナウイルス感染予防の観点より、例年実施している外部ボランティアの実施を制限。地域の方々との交流となっているグラウンドゴルフや福祉祭りも中止となっている。 ・夏期冬期の施設対抗球技大会も中止となり、代替として施設内で球技大会を実施。児童対職員との試合を行うなど、児童自ら工夫を凝らし、皆が楽しめるようにしている。 ・毎年恒例の年末レクに関して、全体での飲食はせずに余興のみ体育館で行うなど、コロナ禍でも感染予防対策をしっかりと行いながら、児童が楽しめるようにしている。 ・その他、コロナウイルス感染予防をしっかりと行った上で、児童が自ら寮単独の運動会、球技大会、隔離した環境下でのビーチパーティ等レクを企画し楽しんだり、ケーキ等の本格的なお菓子作りに挑むなど、コロナ禍でも寮単位で楽しみを共有しながら過ごす体験をしている。 	<p>適正に実施している。</p>	<p>施設における行事やイベントは、入所児童の主体性や自律性を育むよい機会となる。令和3年度もコロナ禍の影響を受け、例年実施していた行事の多くが中止となり、関係者や地域との交流も相当制限された状況となった。特に地域の方との交流は子ども達が「地域に見守られている地域の子」の意識が根付き、情緒の安定と安心して施設での生活を送ることに繋がること、ボランティアとの関わりは良い大人のモデルとの出会いが期待されるので残念であった。</p> <p>そのような中でも、感染対策を行い、施設内で球技大会を実施したり、各寮で児童がレクを企画し児童の主体性を育む取り組みは大いに評価したい。</p>

	職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染予防のため、県外への研修には参加せず。県内研修に関しても、多くはリモート(ZOOM)での参加となった。 ・園内研修においても、県内のコロナウイルス感染者数の推移を見ながら実施している。 	概ね適正に実施している。	令和3年度はコロナ禍の影響により、県外の対面研修に参加できなかったこと、県内研修に関しても多くはリモートの参加となった。研修への参加は例年比べると少なくなっていたが、希望する職員には研修を受講させていたことは評価できる。 例えば施設職員が輪番で講師となりミニ研修をする、職員同士で日頃疑問に思っていることや課題と感じていることを出し合って自ら調べて10分くらいで発表し合う等、施設でできることを模索して欲しい。
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度も、コロナウイルス感染予防のため専門職の活動が制限されることが多々あった。特に、職業指導員に関しては、県外の卒園生の個別訪問は中止し、ライン等を活用したアフターケアを行った。卒園に向けては、サンルームを活用した自立訓練や、虹のしずくによるリービングケアも実施した。 ・地域との連携については、福祉祭りやグラウンドゴルフの中止、外部ボランティアの受け入れも制限するなど、多くの交流が困難となった。 ・全職員を集めての事業計画策定会議は、昨年度の課題の振り返りを行い、次年度の目標設定等、職員全体で共有する良い場となっており、今後も継続していく。 ・園内塾、園外塾を通し全員の高校進学を決める事が出来た。 ・令和3年度の卒園生は9名、大学進学3名、専門学校進学2名、就職4名(就労支援1名)の結果となった。 	概ね適正に実施されているが、一部工夫や改善を要する。	令和3年度においても、コロナ禍にて感染症対策の必要から、支援の実施や行事や研修の制限はやむを得ないところであるとする。職員の研修についてはもう少し工夫の余地はあるものと思われ、職員の資質向上の為に検討して欲しい。 卒園や退園した児童(者)への施設職員のアフターケア等は欠かせない。コロナ禍にて専門職の活動が制限されることは非常に残念ではあるが、特に県外に住む児童(者)が生活に不安にならないよう何か工夫はできないか、今後とも模索していただきたい。私どもも共に考えていきたい。 対外的な交流が制限されたなかにあつて、児童の主体性を高めるような児童企画による行事に取り組んだことは評価できる。 児童の声を聴くことに努める姿勢は評価できる。今後とも継続していただきたい。 全職員を集めての事業計画策定会議は、職員で課題と目標を共有できる良い場となっているとのこと。今後も継続していただきたい。 職員がより余裕をもって職務遂行できるよう、職員体制の充実に努めていただきたい。	

Ⅱ(2) 入所児童アンケート調査

評価項目	第三者(利用者等)評価			指定管理者 自己評価	現状分析・課題	
	令和2年度評価	目標	令和3年度評価			
暮らしやすく安心して生活できますか。 (安心・安全な養育)	・はい42.2% ・いいえ20.3% ・どちらともいえない35.9% ・無回答1.6%	「はい」の割合 50%	・はい42.6% ・いいえ22.1% ・どちらともいえない35.3% ・無回答、複数回答0.0%	B	B	R3年度は前年度とほぼ変わらず「はい」が0.4ポイント「いいえ」が1.8ポイント増加している。コロナ禍も2年目に入り、新しい環境に慣れてきたためと思われる。
食事の時間は楽しみですか。 (食生活)	・はい35.9% ・いいえ21.9% ・どちらともいえない40.6% ・無回答1.6%	「はい」の割合 50%	・はい47.1% ・いいえ22.1% ・どちらともいえない30.9% ・無回答、複数回答0.0%	B	B	「はい」が11.2ポイント「いいえ」が0.2ポイント増加し、「どちらともいえない」9.7ポイント減少していることからコロナ禍で寮単位の生活が続き、食事の楽しさに関心が寄せられたものと思われる。
職員から大切にされていると感じていますか。 (子どもを尊重する姿勢)	・はい39.1% ・いいえ9.4% ・どちらともいえない48.4% ・無回答3.1%	「はい」の割合 50%	・はい50.0% ・いいえ13.2% ・どちらともいえない33.8% ・無回答、複数回答2.9%	A	A	「はい」が10.9ポイント「いいえ」が3.8ポイント増加し、「どちらともいえない」14.6ポイント減少していることからコロナ禍で緊張ある生活の中にも子ども達を守っていく職員の姿勢が評価されたと思われる。
職員は決まりや約束をわかりやすく教えてくれますか。 (養育・支援の質の確保)	・はい54.7% ・いいえ10.9% ・どちらともいえない31.3% ・無回答3.1%	「はい」の割合 50%	・はい52.9% ・いいえ10.3% ・どちらともいえない35.3% ・無回答、複数回答1.5%	A	A	「はい」が1.8ポイント、「いいえ」が0.6ポイント微減した反面、「どちらともいえない」4ポイント増加しており、外出や帰省が中止になった際の不満が感じられる。
職員は嫌な呼び方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使わずに接してくれますか。 (被措置児童等虐待の未然防止)	・はい48.4% ・いいえ12.5% ・どちらともいえない37.5% ・無回答1.6%	「はい」の割合 50%	・はい58.8% ・いいえ14.7% ・どちらともいえない26.5% ・無回答、複数回答0.0%	A	A	「はい」が10.4ポイント増の58.8%と高得点である反面、「いいえ」は2.2ポイント微増した。「どちらともいえない」が11.0ポイント減少するなど職員と共に過ごす時間が増えたことが良い結果に繋がったと思われる。
職員は褒めてくれますか。 (子どもの尊重する姿勢)	・はい56.3% ・いいえ6.3% ・どちらともいえない31.3% ・無回答6.3%	「はい」の割合 50%	・はい70.6% ・いいえ7.4% ・どちらともいえない16.2% ・無回答、複数回答5.9%	S	S	「はい」が14.3ポイント増の70.6%と最高得点である。「いいえ」は1.1ポイント微増した。「どちらともいえない」が15.1ポイント減少するなど職員が子ども達の成長をとらえ、褒める言葉が心に伝わっていることが感じられる。
職員はあなたの目標や将来について話を聞いてくれますか。 (主体性・自立性の尊重)	・はい56.3% ・いいえ12.5% ・どちらともいえない26.6% ・無回答4.7%	「はい」の割合 50%	・はい61.8% ・いいえ14.7% ・どちらともいえない19.1% ・無回答、複数回答4.4%	A	A	「はい」が5.5ポイント増の61.8%と高得点である反面、「いいえ」も2.2ポイント微増した。「どちらともいえない」が7.5ポイント減少している。高校生の中でしっかりと将来像を持つ園児が多く、他の児童の憧れになっており、それぞれの将来について話す機会が増えたためと思われる。
あなたの気持ちや考えを話しやすい職員はいますか。 (子どもが意見を述べやすい体制の確保)	・はい59.4% ・いいえ10.9% ・どちらともいえない21.9% ・無回答7.8%	「はい」の割合 50%	・はい69.1% ・いいえ10.3% ・どちらともいえない16.2% ・無回答、複数回答4.4%	A	A	「はい」が9.7ポイント増の69.1%と高く、「いいえ」が0.6ポイント「どちらともいえない」が5.7ポイントの減少である。寮職員の良い関わりの外、3名の心理士による面接も積極的に実施された事が効果を奏したと思われる。
園の暮らしであなたのプライバシーは守られていますか。 (自己領域の確保)	・はい51.6% ・いいえ10.9% ・どちらともいえない28.1% ・無回答9.4%	「はい」の割合 50%	・はい45.6% ・いいえ20.6% ・どちらともいえない29.4% ・無回答、複数回答4.4%	B	B	「はい」が45.6%あるが前年度より6.0ポイント減少している。寮単位の生活が続く中、時間を持て余し、他児童の部屋に侵入するなどトラブルも発生している。大部分は寮会等で園の決まりを再確認する事で収まっている。
ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思った時に施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか。 (子どもが意見を述べやすい体制)	・はい42.2% ・いいえ28.1% ・どちらともいえない25.0% ・無回答4.7%	「はい」の割合 50%	・はい45.6% ・いいえ25.0% ・どちらともいえない25.0% ・無回答、複数回答4.4%	B	B	「はい」が3.4ポイント増加の45.6%、逆に「いいえ」が3.1ポイント減少しており、職員との関わり、お話し活用、第三者委員の面談など不満や困り事を発信する方法を理解している児童が多く、不満に対する閉塞感も若干解消されているのではないかとと思われる。
総合評価 (各評価項目の平均)	・はい47.6% ・いいえ15.6% ・どちらともいえない32.5% ・無回答4.3%	「はい」の割合 50%	・はい54.4% ・いいえ16.0% ・どちらともいえない26.8% ・無回答、複数回答2.8%	A	A	コロナ禍であっても徐々に規制が緩和され、外出や帰省も出来るようになった。子ども達の意見を積極的に取り入れ、寮生活の充実や寮単位の行事を組むなど、仲間意識が高まるきっかけ作りが醸成された結果、S評価が初めて現れ、A評価が5から6に増え、C評価が無くなるなど良い結果を得た。

【評価基準 (②入所児童アンケート)】 総合評価においては各評価項目の満足度の平均
各評価項目においてはそれぞれの満足度 < S : 70%以上 A : 50%以上、70%未満 B : 40%以上、50%未満 C : 40%未満 >

Ⅱ. サービスの質の評価 取組改善案	アンケートの各項目は、子ども達への日頃の職員一人一人の対応が反映されやすい内容となっている。入所児童による職員の評価に係る複数の設問の回答結果が大きく改善しており、丁寧な処遇が行われていることが確認でき、評価できる。 一方で園の決まり事の教示、プライバシーの確保については「はい」の回答率が減少している。コロナによる行動制限や外出・イベントの中止等による閉塞感から生じたものと分析されていることから、入所児童に対する決まり事について丁寧に説明するとともに、コロナ禍でも実施できるイベント等の検討が必要である。
-----------------------	---

Ⅲ. サービスの安定性評価

1. 事業収支

(1) 収入

(単位:円、%)

収入項目	R2年実績	事業計画		R3年実績	前年比 (%)	計画比 (%)	備考
		(当初)	(補正)				
指定管理料	336,406,619	349,815,000	351,106,000	383,066,450	113.9	109.5	事務(305,544,356)事業費(77,522,094)
一時保護委託費	3,147,745	1,150,000	2,050,000	2,658,874	84.5	231.2	一時保護委託費
地域療育支援体制事業	8,687,093	8,524,000	8,524,000	10,739,833	123.6	126.0	地域療育支援体制事業等
その他の事業収入	8,500,000	8,000,000	17,200,000	6,302,179	74.1	78.8	コロナ補助金
経常経費寄付金収入	4,777,120	3,129,000	3,129,000	9,027,890	189.0	288.5	家賃補助等寄附金他
受取利息配当金収入	371	1,000	1,000	502	135.3	50.2	預金利息
その他の収入	179,310	256,000	256,000	63,463	35.4	24.8	実習生受入研修費
当該年度収入合計 (A)	361,698,258	370,875,000	382,266,000	411,859,191	113.9	111.1	

(2) 支出

(単位:円、%)

支出項目	R2年実績	事業計画		R3年実績	前年比 (%)	計画比 (%)	備考
		(当初)	(補正)				
人件費	237,529,563	255,775,000	252,304,000	243,576,072	106.2	95.2	給与・賞与・退職給付・法定福利費
事業費	84,954,659	90,768,000	100,731,000	104,634,467	123.2	115.3	
給食費	29,534,420	28,698,000	30,598,000	31,592,015	107.0	110.1	給食材料代
保健衛生費	1,414,007	1,223,000	1,523,000	1,350,247	95.5	110.4	害虫駆除代・薬品代等
医療費	2,611,856	1,410,000	3,046,000	3,896,545	149.2	276.4	予防接種代・健康診断料等
被服費	1,793,514	1,974,000	1,674,000	1,423,529	79.4	72.1	10,000×2(夏・冬)×児童数
教養娯楽費	2,093,674	3,753,000	2,370,000	2,455,590	117.3	65.4	レク行事代等(九州大会中止)
日用品費	1,276,684	1,463,000	1,463,000	1,275,490	99.9	87.2	入浴消耗品代・ペーパー代等
本人支給金	6,410,300	4,651,000	5,403,000	7,922,000	123.6	170.3	お小遣い・家賃補助・募金等
水道光熱費	11,793,888	12,321,000	14,021,000	13,988,723	118.6	113.5	水道・電気・ガス料金
燃料費	261,611	278,000	691,000	718,732	274.7	258.5	ボイラー重油代
消耗器具備品費	4,920,985	8,280,000	12,206,000	12,457,146	253.1	150.4	備品買い替え購入等
保険料	421,932	372,000	682,000	400,261	94.9	107.6	児童保険料
賃借料	3,716,060	4,598,000	4,268,000	3,982,352	107.2	86.6	寝具(児童送迎)車輛リース料金等
教育指導費	15,392,100	17,135,000	17,117,000	16,932,397	110.0	98.8	校納金・部活動費・塾代等
就職支度費	1,207,960	2,252,000	2,252,000	2,794,120	231.3	124.1	支度費・特別就職支度費
車輛費	1,406,664	2,210,000	2,380,000	2,156,580	153.3	97.6	車輛給油代等
雑支出	699,004	150,000	1,037,000	1,288,740	184.4	859.2	手土産代等
事務費	23,118,214	23,619,000	28,518,000	24,670,224	106.7	104.5	
福利厚生費	1,464,681	1,332,000	4,030,000	3,813,555	260.4	286.3	健診・検便代等
職員被服費	630,450	79,000	79,000	26,980	4.3	34.2	作業着代
旅費交通費	48,970	200,000	133,000	308,489	630.0	154.2	アフターケア等
研修研究費	399,961	1,359,000	787,000	606,020	151.5	44.6	研修旅費・参加費
事務消耗品費	2,414,101	3,405,000	2,992,000	1,807,921	74.9	53.1	事務備品買い替え
印刷製本費	4,000	25,000	25,000	23,100	577.5	92.4	印刷費
水道光熱費	1,229,570	1,363,000	1,473,000	1,430,104	116.3	104.9	水道・電気料金
燃料費	4,840	22,000	22,000	2,640	54.5	12.0	ボイラー重油代
修繕費	3,261,704	1,870,000	1,511,000	1,051,896	32.2	56.3	備品・補修工事等修繕代
通信運搬費	2,274,092	2,635,000	2,885,000	2,826,088	124.3	107.3	児童スマートフォン料金
会議費	28,146	48,000	48,000	0	0.0	0.0	会議用飲食代
広報費	85,140	92,000	81,000	74,140	87.1	80.6	広報誌・ここサポ便り代
業務委託費	5,803,880	5,820,000	5,820,000	5,690,010	98.0	97.8	給与等マネジメント追加代等
手数料	819,216	463,000	368,000	283,880	34.7	61.3	仲介手数料・樹木撤去代等
保険料	231,296	202,000	532,000	287,665	124.4	142.4	自動車任意保険料
賃借料	1,435,205	2,490,000	2,850,000	2,126,174	148.1	85.4	事務用品リース料等
租税公課	10,100	43,000	45,000	34,050	337.1	79.2	収入印紙代等
保守料	1,254,913	1,716,000	1,516,000	1,390,523	110.8	81.0	電気保守・勤怠管理システム等保守
諸会費	166,500	185,000	185,000	191,300	114.9	103.4	年会費等
雑支出	1,551,449	270,000	3,136,000	2,695,689	173.8	998.4	職員用宿泊費等
当該年度支出合計 (B)	345,602,436	370,162,000	381,553,000	372,880,763	107.9	100.7	
施設整備による収入 (C)	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
施設整備による支出 (D)	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	
サービス区分繰入金収入 (E)	288,000	0	2,389,000	2,389,000	830	#DIV/0!	
過年度修正益 (G)	0	0	0	56,050	#DIV/0!		
サービス区分繰入金支出 (F)	0	0	2,389,000	2,389,000			
予備費 (F)	0	713,000	713,000	0	#DIV/0!	0.0	
事業収支(G)=(A)-(B)+(C)-(D)+(E)-(F)	16,383,822	0	0	39,034,478	238	#DIV/0!	
当期支払資金残高 (G)	16,383,822	0	0	39,034,478			
前期末支払資金残高(H)	12,984,053	25,528,307	41,487,629	41,487,629			
当期末支払資金残高(I)=(G)+(H)	29,367,875	25,528,307	41,487,629	80,522,107			
賞与引当金(J)	12,729,667	0	0	13,266,000	104	#DIV/0!	令和2年度12月-3月算定分
寄附金収支差額(K)	5,434,812	0	0	7,279,134			
当期末支払資金残高(L)=(I)-(J)-(K)	11,203,396	25,528,307	41,487,629	59,976,973			

2. 経営分析指標

(単位:円、%)

評価指標	R2実績	事業計画 (当初)	事業計画 (補正)	R3実績	前年比 (%)	計画費 (%)	備考
事業収支(E) (収入(A)－支出(B))＋(C)－(D)	16,095,822	713,000	713,000	38,978,428	242.2	5,466.8	
収益率 (事業収支(C)／支出(B))	4.7	0.2	0.2	10.5	224.4	5,427.0	
人件費比率 (人件費／支出(B))	68.7	69.1	66.1	65.3	95.0	94.5	

3. その他の指標

評価指標	R2実績	事業計画 (当初)	事業計画 (補正)	R3実績	前年比 (%)	計画費 (%)	備考
給食費対事業費支出割合 (給食費／事業費支出)	8.5	7.8	8.0	8.5	99	109.3	
児童1人1日当たり給食費 (給食費／(月末在籍平均児童数＋ 月別一時保護実人員平均)／365)	985.0			1,054.5	107		H24:650円 H25:742円 H26:777円 H27:827円 H28:818円 H29:858円 H30:818円 R元:874円 R2:985円 R3:1054円

評価(③財務状況)

A

【評価基準(③財務状況)】

収益率(事業収支／収入合計)

A: 0%以上

B: -5%以上、0%未満 10.5

C: -5%未満

Ⅲ. サービスの安定性評価 (財務状況) 取組改善案	令和3年度は指定管理期間の4年目の年度である。 収益率が10.5と目標の0.2を大幅に上回っており、経営上は安定している一方で、人件費実績が計画を5ポイント下回っており、原因として必要な人員(総務課長)の確保ができていないことがある。 児童の処遇に影響のないよう必要な体制を確保し、サービスの質を維持しつつ、安定的な運営のための財務管理に努めていただきたい。
----------------------------------	---

※経営分析指標の評価の考え方

	計算方法	評価の考え方
事業収支	収入－支出	事業収支がマイナスの場合、継続性の面で課題となるため、県、指定管理者で協力して黒字化のための方策を協議する必要がある。※計画や過年度実績に対し変動がある場合にはその要因を整理する。
人件費比率	人件費／支出	過年度実績などと比較して、適切な範囲内となっているか確認する。 ※変動がある場合には、人件費そのものの増減によるものか、その他支出項目の増減によるものか、その要因と影響を把握する。 ※人件費の減少がある場合には、それにより効率やサービスが低下していないかを確認する。また、人件費の増加がある場合には、求められる管理水準に対し必要な措置が確認する。

IV. 総合評価
1. 目標

評価項目	評価指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
満足度	アンケート満足度	50%	50%	50%	50%	
財務状況	収益率	1~2%以上	1~2%以上	1~2%以上	1~2%以上	
	寄付金による一人あたりの給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・就職進学支度金 50,000円×5名 ・成人祝い金 10,000円×8名 ・進級激励金 10,000円×2名 ・生活優良賞 3,000円×26名 ・学資資金 300,000円×3名 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職進学支度金 50,000円×5名 ・成人祝い金 10,000円×1名 ・進級激励金 10,000円×2名 ・生活優良賞 3,000円×29名 ・学資資金 300,000円×4名 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職進学支度金 50,000円×5名 ・成人祝い金 10,000円×4名 ・進級激励金 10,000円×3名 ・生活優良賞 3,000円×28名 ・学資資金 300,000円×1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職進学支度金 50,000円×9名 ・成人祝い金 10,000円×5名 ・進級激励金 10,000円×4名 ・生活優良賞 3,000円×25名 ・学資資金 300,000円×5名 	

2. 評価結果

評価項目	評価指標	令和2年度実績	事業計画(目標値)	令和3年度実績	現状分析・課題		評価	取組改善案	令和3年度目標値
					前年比	計画比			
満足度	アンケート満足度	47.6%	50%以上	54.4%	6.80	4.4	A	引き続きアンケート結果を活用して、児童の処遇の改善に有効な情報の収集及び対策の検討に努められたい。	50%以上
財務状況	収益率	4.7%	1~2%以上	10.5%	2.23	-	A	園の運営に必要な人員を確保して事業に必要な経費を適切に執行し、その上で収益を確保して安定して運営を継続できるよう取り組んでいただきたい。	1~2%以上
	「支援する会」収入(円)	1,905,973	-	2,083,135	-	-	-	給付金は園を卒業する児童に対する自立支援として役立てられており、有効な取組となっている。引き続き児童の自立のための取組に努められたい。	-
	「支援する会」支出(円)	828,334	-	2,252,202	-	-	-		-

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員による県内外の退所児童訪問及び支援回数 県外(0回) 県内(83回) 電話での相談回数 ※Line含む(456回) ・FSWによる家庭訪問回数(延べ41回) ・家庭復帰等を含む退所人数(23名) ・児童の自立支援 ・被措置児童等虐待 ・安定的な養育環境の提供 	実績報告等で確認	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員による県内外の退所児童訪問及び支援回数 県外(0回) 県内(74回) 電話での相談回数 ※Line含む(233回) ・FSWによる家庭訪問回数(延べ32回) ・家庭復帰等を含む退所人数(18名) ・被措置児童等虐待に関する審査部会報告事項(1件) 【以下、例年実施】 ・性教育年間計画の実施 ・県内施設合同のリーベンゲアの実施(エンゼルサポート) ・小中学校生の企業訪問を通じて就労の多角的視野の育成 ・マラソン大会等の参加により職員と共に達成感を味わい自己肯定感を高める ・年間優良児童の表彰 ・各委員会を通して児童支援の共通認識を図り園全体での支援を実施 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援について、令和2年度同様、コロナ流行前に実施していた職場体験等の取組は実施できなかったが、他施設と合同でのリーベンゲアが実施できたことは評価できる。 ・退所児童に対する支援については対前年でやや低調であった。重要な取組であり、コロナ禍の中でも工夫して実施に取り組んでいただきたい。 ・令和3年度には被措置児童虐待が1件発生したことは残念である。発生後の対応は適切に行われているが、今後の再発防止に向け職員指導、資質の向上の徹底にあわせ、職員が孤立しない体制の確立に継続して取り組む必要がある。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの流行状況を踏まえて、実施できる自立支援やアフターケアについて検討・実施されたい。 ・各児童や保護者の状況に応じて引き続き児童相談所と連携して児童の最善の利益のため継続して取り組んでいただきたい。 	被措置児童虐待件数 1件
--------	--	----------	--	---	---	---	---	---	--------------

※「現状分析・課題」「取組改善案」はⅠ～Ⅲを踏まえまとめる。

※「令和3年度目標値」は、「取組改善案」を踏まえ、現年度の目標を可能な限り数値目標として設定する。

【評価基準】

①満足度

総合評価における満足度(各評価項目の平均値)

S:70%以上

A:50%以上、70%未満

B:40%以上、50%未満

C:40%未満

②財務状況

収益率(事業収支/収入合計)

A:0%以上

B:-5%以上、0%未満

C:-5%未満

③重点取組事項

目標に対する評価

S:目標を大きく上回る

A:目標を概ね達成

B:目標を下回る

C:目標を大きく下回る

総合評価

A

※満足度の評価は、石嶺児童園が児童養護施設であることを考慮して旧基準による評価としている。

労働条件等自主点検表

施設名	沖縄県立石嶺児童園
指定管理者名	社会福祉法人偕生会

※ 以下の確認事項に従い、指定管理者による確認結果欄の該当する箇所には○を付け、記入が必要な箇所については記入願います。

確認事項	指定管理者による確認結果																									
<p>1 労働条件の明示 労働契約を締結するに当たり、労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を労働者に対し明示していますか。この場合において、労働時間、賃金等に関する事項について書面を交付していますか。</p> <p>労働契約の締結時には、パートタイム労働者を含むすべての労働者に対し労働時間、賃金、退職(解雇の事由を含む。)、安全衛生等の労働条件を明示しなければなりません。特に、労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準、始業・終業の時刻、所定時間外労働の有無等、約定賃金の決定、計算、支払の方法及び賃金の締切り、支払の時期等、退職(解雇の事由を含む。)については、書面を交付しなければなりません[労働基準法(以下「法」といいます。)第15条]</p>	<p>就業規則、労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している</p>	<p>労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面を交付している</p>	<p>労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない</p>	<p>労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している</p>	<p>労働契約締結時には明示していない</p>																					
	①	2	3	4	5																					
(3～5については、改善が必要です)																										
<p>2 就業規則 就業規則(労働時間、休日、休憩、休暇、賃金の定め方及び支払方法、退職(解雇の事由を含む。)等、労働条件の具体的細目を定めた規則)を作成していますか。また就業規則の内容が実際の勤務の状況に合っていますか。</p> <p>常時10人以上の労働者(パートタイム労働者を含む。)を使用する事業場では、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません(法第89条) また、常時各作業場の見やすい場所への掲示、備付け、書面の交付又は電子機器の設置等により労働者に周知させなければなりません(法第106条)</p>	<p>常時使用する労働者は10人未満である。</p>	<p>常時使用する労働者が10人以上である</p>																								
	1	②	3	4	5																					
(3～5については、改善が必要です)																										
<p>3 所定休日 所定休日をどのように定めていますか。</p> <p>休日は少なくとも毎週1日又は4週間を通じ4日を与えなければなりません(法第35条)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">週休2日制</th> <th colspan="2">週休1日制</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>完全(毎週)</th> <th>月3回</th> <th>隔週</th> <th>月1～2回</th> <th>週1日</th> <th>4週4日</th> <th>4週3日以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>						週休2日制			週休1日制		その他	完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下	①	2	3	4	5	6	7
週休2日制			週休1日制		その他																					
完全(毎週)	月3回	隔週	月1～2回	週1日	4週4日	4週3日以下																				
①	2	3	4	5	6	7																				
(7については、改善が必要です)																										

<p>4 年次有給休暇 年次有給休暇についてはどのように取り扱っていますか。</p> <p>年次有給休暇は、6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤した労働者については10労働日、以降1年ごとに付与日数を増加しなければなりません(法第39条)</p>	<table border="1"> <tr> <td>法定どおりの年次有給休暇を与えている</td> <td>年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている</td> <td>年次有給休暇を与えていない</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です)</p> <p>※年次有給休暇の法定の付与日数表(週所定労働日数が5日以上、又は、週所定労働時間が30時間以上の労働者の場合。)</p> <table border="1"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>2.5</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> <td>5.5</td> <td>6.5以上</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※なお、月30時間未満の労働者は比例付与することとされています。</p>	法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない	①	2	3	勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	付与日数	10	11	12	14	16	18	20
法定どおりの年次有給休暇を与えている	年次有給休暇を与えているが、付与日数が法定を下回っている	年次有給休暇を与えていない																					
①	2	3																					
勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上																
付与日数	10	11	12	14	16	18	20																
<p>5 健康診断 定期健康診断を実施していますか。</p> <p>常時使用する労働者については、年1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。 なお、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対しては6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生規則第45条)</p>	<table border="1"> <tr> <td>毎年1回以上定期的に行っている</td> <td>年によって行ったり行わなかったり一定しない</td> <td>行ったことがない</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(2、3については、改善が必要です)</p>	毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない	①	2	3																
毎年1回以上定期的に行っている	年によって行ったり行わなかったり一定しない	行ったことがない																					
①	2	3																					
<p>6 最低賃金 地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。</p> <p>なお、地域別最低賃金には次の賃金は含まれません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③所定外・休日・深夜の労働に対して支払われる割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当</p>	<table border="1"> <tr> <td>支払っている</td> <td>支払っていない</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(2については、改善が必要です。)</p> <p>【支払う賃金(A)と地域別最低賃金(B)の比較方法】</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>時間によって定められた賃金(時間給)</td> <td>+</td> <td>日、週、月等によって定められた賃金</td> <td>÷</td> <td>当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)</td> <td>≥</td> <td>地域別最低賃金(時間額)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(A)</td> <td></td> <td>(B)</td> </tr> </table> </div>	支払っている	支払っていない	①	2	時間によって定められた賃金(時間給)	+	日、週、月等によって定められた賃金	÷	当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)	≥	地域別最低賃金(時間額)	(A)						(B)				
支払っている	支払っていない																						
①	2																						
時間によって定められた賃金(時間給)	+	日、週、月等によって定められた賃金	÷	当該期間における所定労働時間数(日、週、月によって所定労働時間が異なる場合には、それぞれ1週間、4週間、1年間の平均所定労働時間数)	≥	地域別最低賃金(時間額)																	
(A)						(B)																	
<p>7 割増賃金 時間外労働・休日労働又は深夜労働を行わせた場合に、その時間に対する割増賃金は、どのように支払っていますか。</p> <p>法定労働時間を超える時間外労働については、2割5分以上、法定休日における休日労働については3割5分以上、深夜労働(午後10時から翌日午前5時の間の労働をいいます。)については2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません(法第37条)。</p> <p>※割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入しません。</p>	<p>時間外労働・深夜労働について</p> <table border="1"> <tr> <td>2割5分以上の割増率にしている</td> <td>2割5分未満の割増率にしている</td> <td>時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p> <p>休日労働について</p> <table border="1"> <tr> <td>3割5分以上の割増率にしている</td> <td>3割5分未満の割増率にしている</td> <td>休日労働をさせているが、支払っていない</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(2、3については改善が必要です。)</p>	2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない	①	2	3	3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない	①	2	3										
2割5分以上の割増率にしている	2割5分未満の割増率にしている	時間外労働又は深夜労働をさせているが、支払っていない																					
①	2	3																					
3割5分以上の割増率にしている	3割5分未満の割増率にしている	休日労働をさせているが、支払っていない																					
①	2	3																					

8 雇用保険の加入について

確認事項	従業員数	うち雇用保険 加入従業員数	うち雇用保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の雇用保険加入状況	66	63	3

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の雇用保険加入に関する取組	法令に基づき該当する者は全員加入している。

確認事項	未加入とする理由
従業員に雇用保険未加入者がいる場合の未加入理由	①学生
	②税区分が乙

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもつばらに従事する従業員(令和4年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

9 健康保険・厚生年金保険の加入について

確認事項	従業員数	うち健康保険 加入従業員数	うち健康保険 未加入従業員数	うち厚生年金保険 加入従業員数	うち厚生年金保険 未加入従業員数
当該指定管理施設で勤務する従業員の健康保険・厚生年金保険加入状況	66	61	5	60	6

確認事項	指定管理者による具体的な取組内容
従業員の健康保険・厚生年金保険加入に関する取組	法令に基づき該当する者は全員加入している。

確認事項	未加入とする理由
従業員に健康保険・厚生年金保険未加入者がいる場合の未加入理由	①月額賃金が8万8千円以下
	②税区分が乙
	③70歳以上

※調査対象となる従業員は、雇用形態(正社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー等)に関わらず、当該指定管理施設において指定管理者と雇用契約を結ぶ指定管理業務にもつばらに従事する従業員(令和4年3月末における業務全体のうち、当該業務の割合が概ね50%以上の従業員)となります。

